

広島県告示第百六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

阿多田島加入区（阿多田島漁業協同組合）、地御前廿日市加入区（地御前漁業協同組合）、大野町加入区（浜毛保漁業協同組合）、大野町加入区（大野漁業協同組合）、大野町加入区（大野町漁業協同組合）、似島加入区（広島市漁業協同組合）、海田市加入区（海田市漁業協同組合）、矢野加入区（矢野漁業協同組合）、坂町加入区（坂町漁業協同組合）、三高加入区（三高漁業協同組合）、美能加入区（美能漁業協同組合）、沖加入区（沖漁業協同組合）、内能美加入区（内能美漁業協同組合）、鹿川加入区（鹿川漁業協同組合）、大原加入区（大原漁業協同組合）、深江加入区（深江漁業協同組合）、江田島町加入区（東江漁業協同組合）、江田島町加入区（江田島漁業協同組合）、江田島町加入区（切串漁業協同組合）、音戸加入区（音戸漁業協同組合）、田原加入区（田原漁業協同組合）、早瀬加入区（早瀬漁業協同組合）、向加入区（下蒲刈町漁業協同組合）、地蔵加入区（下蒲刈町漁業協同組合）、下蒲刈島加入区（下蒲刈町漁業協同組合）、吉浦加入区（吉浦漁業協同組合）、阿賀加入区（阿賀漁業協同組合）、広加入区（広漁業協同組合）、仁方加入区（仁方漁業協同組合）、豊町加入区（呉豊島漁業協同組合）、大崎上島加入区（大崎上島漁業協同組合）、瀬戸田加入区（瀬戸田漁業協同組合）、吉和加入区（吉和漁業協同組合）、尾道加入区（尾道漁業協同組合）、歌浦加入区（尾道東部漁業協同組合）、浦島加入区（浦島漁業協同組合）、横島加入区（横島漁業協同組合）、田島加入区（田島漁業協同組合）